

北上市新事業創出支援事業補助金 公募要領

令和6年4月1日

1 趣旨

北上市では、産業分野を問わず、新製品・新サービスの開発・提供、6次産業化、起業・創業などを行うことによる新事業の創出を積極的に支援し、当市の産業振興を図ります。

そのため、産業振興に資する新事業を開始する事業者、事業開始予定者に対し、新事業を行うための費用の一部について支援する「北上市新事業創出支援事業補助金」を次のとおり公募します。

2 事業の概要

(1) 補助対象者

補助対象者は次のいずれかに該当し、市内に住所又は本拠地を有し、市税を滞納していない者。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は事業年度内に起業を予定している個人

※個人事業主を含みます。

イ 第1次産業に従事する個人若しくは法人又は集落営農組織

※産地直売所を運営する農業者等も対象となります。

ウ ア・イに該当する者を主たる構成員とする3者以上で構成するグループ

※主たる構成員が市内に住所又は本拠地を有するとともに、主に市内で事業を行う場合は、市外の者が構成員になることも可能です。

(2) 補助対象事業

補助対象事業は次のいずれか1項目以上を行う事業とする。

ア 新製品の開発又は提供

イ 新サービスの開発又は提供

ウ 新販路の開拓

エ 新販売方法の導入

オ 6次産業化の事業（既に6次産業化を行っている事業を改善する事業も含む。）

カ その他市長が新事業と認めるもの

※新製品・新サービス・新販売方式で言う「新」とは、北上市内において従来にはない画期的な取組みであることや、革新的な取組みであることを意味します。例えば提供するサービスの軽微な手法の変更や、既存の製品やサービ

スを単に組み合わせたものなどは補助対象外です。

※6次産業化とは、2（1）イに該当する者が北上市内を中心に産出する一次産品を用いて加工、販売を行うことをいいます。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、経費にかかる支払の各種手数料（振込手数料、代引手数料等）は補助対象外とする。

補助対象経費	内容（例示）
(1) 指導に係る謝金及び旅費	<p>事業実施に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払う謝金及び旅費</p> <p>※原則、公共交通機関の利用による旅費が対象。ただし、ファーストクラス、ビジネスクラス料金等は対象外</p> <p>※宿泊施設はビジネスホテル等を原則とし、社会通念上必要最低限のサービス利用に限る</p> <p>※指導・助言を受けた状況が分かる報告書等（任意様式）を作成のこと。</p>
(2) 開発費	<p>新製品又は新サービス開発のための市場調査及び分析のため支払う経費</p> <p>新製品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するため支払う経費</p> <p>インターネット決済システムを構築するため支払う経費</p> <p>※販売・提供を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は対象外</p> <p>※原材料について、自身で収穫又は飼育した農畜産物は対象外</p>
(3) 機器設備費	<p>直接事業に使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用（リース料・レンタル料含む）</p> <p>※パソコン、タブレット端末等、汎用性が高いものは原則として対象外とするが、当該機器がないと業務が成り立たない場合は対象経費として認める。</p> <p>※補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外</p>

	<p>※リース料・レンタル料については借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみ</p>
(4) 施設整備費	<p>店舗又は事務所の開設及び改築に伴う外装工事費・内装工事費</p> <p>※住宅兼店舗の場合は店舗・事務所部分に係る金額が明確に分けられる場合に限り対象</p> <p>※修繕は対象外</p> <p>※事務所等に係る家賃は対象外</p>
(5) 性能検査費	<p>試作品の性能検査費</p>
(6) 知的財産権 関連経費	<p>事業と密接に関連し、その実施にあたり必要となる特許権（実用新案、意匠、商標を含む）及び知的財産権の取得に要する弁理士費用及び翻訳費用</p>
(7) 展示会及び 商談会出展経費	<p>展示会及び商談会の出展料、旅費、宿泊費、消耗品費</p> <p>※販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは対象外</p> <p>※出展申込みは交付決定前でも構わないが、請求書発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は対象外</p> <p>※原則、公共交通機関の利用による旅費が対象。ただし、ファーストクラス、ビジネスクラス料金等は対象外</p> <p>※宿泊施設はビジネスホテル等を原則とし、社会通念上必要最低限のサービス利用に限る</p>
(8) 広告宣伝費	<p>パンフレット・ポスター・チラシ等の印刷製本費、ウェブサイト作成費、新聞・雑誌・インターネット広告費、看板作成・設置費、インターネット決済システム構築費</p> <p>※単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は対象外</p> <p>※ノベルティグッズの作成費は対象外</p>

(4) 補助対象経費の補助率及び限度額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
指導に係る謝金及び旅費、開発費、機器設備費、施設整備費、性能検査費、知的財産権関連経費、展示会及び商談会出展経費、広告宣伝費	第2(1)アに定める者	1/2	100万円
	第2(1)イ及びウに定める者	2/3	

(5) 事業期間

事業採択後、補助金交付申請、交付決定手続き後に事業着手し、令和7年3月末日までに終了するもの。

なお、事業開始後の計画変更が必要な場合は別途承認申請手続きが必要となる。

3 事業要件

次の各号のすべてに該当すること。

(1) 補助対象者の本拠地が北上市内にあること。

※グループの場合、主たる構成員の本拠地が北上市内にある場合は対象となります。

(2) 北上市の産業振興に資すること。

(3) 営利を目的とする事業であること。

(4) 提供される製品等又はサービスに実現性が認められ、かつ、当該事業に新規性、革新性、発展性等の視点から判断し、地域の振興に寄与することが期待できる事業であること。

(5) 市が支援する事業として、社会通念上、適切と認められるものであること。

(6) 北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターへ事前に相談すること。

(電話、電子メール等での相談可)

※事前相談は受付締切の10日前を目途にご相談ください。

4 応募時に提出する書類

応募にあたっては、次の書類を各1部提出すること。

(1) 必ず提出を要する書類

ア 北上市新事業創出支援事業補助金応募申請書（別紙様式）

イ 市税を滞納していないことが確認できる書類（写しでも可）

※イについてはグループでの申請の場合は構成員全員分の提出が必要です。

(2) 必要に応じ提出を要する書類等

ア 事業内容の補足資料（製品の説明書、概要図、写真等）

イ 企業又はグループの概要が分かる書類

ウ グループで事業実施することの届出書（別紙様式）

5 応募における留意点

- (1) 提出する書類に不備、記入漏れ等がないように注意してください。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 応募書類は郵送、電子メールでの提出も認めます。ただし内容確認のため、審査には応募者本人（法人の場合は担当者）がお越してください。
- (3) 応募いただいた事業計画は、審査会にて発表されることに同意したものとして取り扱います。
- (4) 事業計画の内容の詳細は非公開としますが、事業採択者の事業計画の概要、応募者の氏名及び連絡先を公開します。事業計画の公開により生じたトラブルについては、市は一切の責任を負いませんので御了承ください。
- (5) 他の補助金等との重複交付は認められません。
- (6) 同一者による申し込みは1件までとします。

6 受付期間及び提出場所等

(1) 受付期間

令和6年4月17日（水）～5月31日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所及び提出方法

北上市商工部産業雇用支援課産業連携係

（所在地）北上市芳町1番1号

（電話番号）0197-72-8310

7 審査

(1) 審査の着眼点

- ア 製品・サービスの実現性・新規性・革新性があり、地域振興に有効な事業か。
知的財産権の登録有無及び取得意思については、革新性として考慮する。
- イ 事業計画が明確で、実現性、市場性、収益性のある事業か。
- ウ 他の事業への横展開、将来の発展が期待できる事業か。

(2) 加点事由

次のいずれかの事由に該当する場合は、審査において加点します。

- ア 過去に新事業創出支援事業補助金を活用したことがない者
- イ クラウドファンディング型ふるさと納税（別紙参照）を活用し、特設ページ等において補助対象者や事業のPRを実施するもの
- ウ 国、県、市から認定を受けているもの（本事業に関係のあるものに限る）
例）北上市「食のつながり」認証制度
- エ 本事業で生まれた製品、サービスをふるさと納税返礼品として提案する場合
- オ 大学、公設試験場と共同研究する場合
- カ YouTubeなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しており、申請事業の活動状況についても情報発信する場合

(3) 審査会

審査会は令和6年6月上旬に開催します。応募者には後日、審査日程を連絡します。

8 その他

- (1) フォローのために、申請内容については北上市産業支援センター又は北上市農業支援センターと情報共有いたします。
- (2) この公募要項に記載のない事項で疑問点がある場合、事前に内容相談したい場合は次の問合せ先へ御連絡ください。

【本補助事業に関する問合せ先】

北上市商工部産業雇用支援課産業連携係（担当：高橋）

（所在地）〒024-8501 北上市芳町1番1号（市役所本庁舎3階 2番窓口）

（電話番号）0197-72-8236

（電子メール）sangyo@city.kitakami.iwate.jp

【事業内容や申請書の書き方等に関する相談先】

北上市産業支援センター（担当：産業支援アドバイザー）

（所在地）〒024-0051 北上市相去町山田2番地35

（電話番号）0197-71-2181

（電子メール）mono@ginga-net.ne.jp

北上市農業支援センター

（所在地）〒024-8501 北上市芳町1番1号（市役所本庁舎3階 6番窓口）

（電話番号）0197-72-8311

（電子メール）k-noshien001@kitakami-asc.jp

クラウドファンディング型ふるさと納税について

1 趣旨

新事業創出支援事業補助金の財源として、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用するもの。ねらいは次のとおり。

- ・新事業創出に取り組む事業者及び事業内容を広く周知することにより、次年度以降も事業が存続及び発展するための販路開拓等を図ること。
- ・産業の振興を図るという明確な用途を示し、継続的に北上市を応援してくれる寄附者を増加させること。

2 クラウドファンディング型ふるさと納税の概要

クラウドファンディングとは、ある目的を持った事業法人や個人に対して、インターネット等を活用して不特定多数の支援者から資金調達を行うこと。今回は、ふるさと納税の仕組みを活用し、資金をクラウドファンディングにより調達する。

支援者は応援したい事業を選び資金を寄附し、寄せられる資金は「寄附金」という扱いで市が受け入れ、事業者へ交付する補助金の財源として活用する。

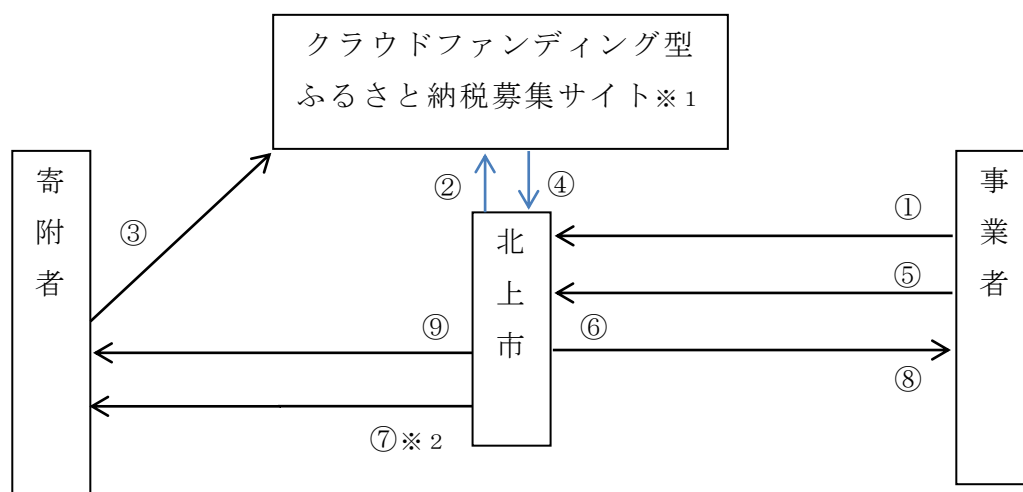
(1) 事業者のメリット

- ・審査会での加点ポイントの付与。
- ・無料で特設サイトを作成し、事業の周知を図ることが可能。(サイト作成料は北上市が負担)
- ・事業の趣旨や活動内容に共感いただいた寄附者(ファン)を獲得することにより、販路開拓及び継続的な応援者を得ることができる可能性あり。

(2) 寄附者のメリット

- ・ふるさと納税の仕組みを活用するため寄附が寄附金税額控除の対象となり、2,000円の自己負担で用途(事業)を特定し市へ寄附することが可能。

(3) 流れ



① サイト掲載用文書・画像提供（事業者→北上市）

サイトを作成するための素材（文書及び画像）をメールで提出いただきます。
また、寄附者へ送付する返礼品（事業に関するもの）を決めていただきます。

② サイト作成・公開（北上市）

募集用サイトを市が作成し公開します。募集期間は3か月を予定しています。

③・④ 寄附（寄附者→北上市）

寄附者は募集サイトを通じて北上市へ寄附します。寄附金は市が収納します。

⑤ 補助金請求（事業者→北上市）

事業終了後、事業報告書を添えて北上市へ補助金を請求いただきます。

⑥ 補助金支払（北上市→事業者）

書類の内容を確認後、補助金をお支払いします。

⑦ 返礼品の送付（北上市→寄附者）

寄附者に対し、返礼品を送付します。

⑧ 事業進捗報告（事業者→寄附者）

事業終了後、事業の進捗報告を数回していただきます。内容は簡易的な文章及び写真を予定しています。

⑨ 事業進捗報告（北上市→寄附者）

寄附者に対し、メール等により市が進捗報告を行います。

※1 ㈱トラスバンクが運営する「ふるさとチョイス」内に特設ページを作成予定。なお、ふるさとチョイス内では、「ガバメントクラウドファンディング」という名称を用いている。

※2 返礼品の内容によっては、⑤、⑥及び⑦の順番が前後する可能性あり。

3 事業者の方に協力いただくこと

(1) 申請時

- ・事業内容及び寄附者へ送付する返礼品の内容の提案

(2) 交付決定後

- ・サイト作成のための素材（文案及び写真）の提供
※申請時点から準備しておくことを推奨します。
- ・作成したサイトの確認

(3) 寄附募集期間

- ・事業の周知、知り合い等への寄附呼びかけ
- ・事業進捗状況が分かる写真の提供（市が進捗状況をサイトに掲載します）

(4) 募集終了後

- ・事業結果の報告（請求書提出時及び次年度に2回程度）